明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、利益準備金の額を六百六十万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十六年六月十三日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十一日

掲載頁　一四八頁（号外第一三二号）

平成二十六年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目四番一号

アンカー・シップ・インベストメント株式会社

代表取締役　辻　肇

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千万円、資本準備金の額を一億四千八百八十三万七千百六十九円減少し、それぞれ三千万円、七百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月三十日であり、臨時株主総会の決議は、平成二十六年四月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.seiko-ce.co.jp

平成二十六年四月二十八日

福岡県福岡市博多区東光二丁目七番二五号

株式会社正興Ｃ＆Ｅ

代表取締役　園田　慶昌

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十三日開催予定の定時株主総会において、当社が発行する株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更議案を提出します。本議案が可決された場合この定款変更は前記の定時株主総会の終結時に効力を生じ、当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月二十八日

静岡県掛川市成滝三四〇番地の一

三笠運輸株式会社

代表取締役　松浦　明

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙、丙及び丁はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年六月一日です。

平成二十六年四月二十八日

岐阜県高山市赤保木町二三三番地

（甲）株式会社鍋島商店

代表取締役　鍋島　徹哉

岐阜県高山市赤保木町二三三番地

（乙）株式会社なべしま

代表取締役　鍋島　晃典

岐阜県高山市赤保木町三一三番地

（丙）飛雄建設株式会社

代表取締役　鍋島　達哉

東京都世田谷区尾山台一丁目一七番一六号

（丁）株式会社テクノエコ

代表取締役　鍋島　徹哉

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である西澤毅が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

CVI GVF Luxembourg Twenty-Five S.a.r.l.

日本における代表者　西澤　毅

限定承認公告

本籍埼玉県深谷市大字大谷二八四六番地一六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　奈良　彰久

右被相続人は平成二十五年九月三十日死亡し、その相続人は平成二十六年四月十八日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

栃木県宇都宮市上籠谷町一六八八番地二

限定承認者　渡辺　直美

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市中村区大正町二丁目三〇番地、最後の住所愛知県名古屋市昭和区駒方町一丁目三三番地　被相続人　亡　伊東　國男

右被相続人は平成二十四年三月六日死亡し、その相続人は平成二十六年四月十八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

愛知県名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四階

相続財産管理人鈴木京子

右代理人　弁護士　相川　悟郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年四月十日付官報の号外第八十一号五十六頁に掲載されています。

平成二十六年四月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

砂土原特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金四億千百九十九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十七日

掲載頁　五十六頁（号外第八十七号）

平成二十六年四月二十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

ティーオーエフ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年四月二十一日付官報の号外第八十九号五十二頁に掲載されています。

平成二十六年四月二十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

三郷３ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十六年三月二十八日（号外第六十八号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告冒頭の「左記会社は」のあとに「甲が商号変更により株式会社となることを条件に」を追加し、合併公告の（甲）及び第六十五期決算公告の会社名「株式会社いせ正クレール」とあるは「有限会社いせ正クレール」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月二十八日

三重県津市大門一一番一三号

（甲）有限会社いせ正クレール

代表取締役　臼井　清子

三重県津市大門一一番一三号

（乙）株式会社ウスイ

代表取締役　臼井　清子

正誤

ページ	段	行	誤	正
一四四			本籍北海道上川郡愛別町字協和三八九番地	本籍北海道上川郡愛別町字協和三八九番地

◉号外　四月二十八日付第九五号九　六ページ●同日付政府調達第七八号三ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）